

環境省が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

- ア 「平成 20 年度環境省政策評価書（事後評価）」（平成 21 年 8 月 28 日付け環境政発第 090821002 号による送付分）における実績評価方式による 9 件の政策評価
- イ 「平成 20 年度環境省政策評価書（事後評価）」（平成 21 年 8 月 28 日付け環境政発第 090821002 号による送付分）における事業評価方式による 1 件の政策評価（事後）

2 実績評価方式による政策評価についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注）。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注）達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

（2）審査の結果

「平成 20 年度環境省政策評価書（事後評価）」における実績評価方式による 9 件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
1	地球温暖化対策の推進	○	地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行っていくために1992年（平成4年）に採択された気候変動枠組条約が究極的な目的に掲げる「気候系に対する危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目指す。 京都議定書における2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の温室効果ガス排出量6%削減約束を確実に達成する。	1	温室効果ガスの総排出量 [CO2換算トﾝ]	11億8,600万	○
		○	目標1-1 2008年（平成20年）から2012年（平成24年）のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、1990年（平成2年）の水準から基準年総排出量比で+1.3～2.3%の水準とし、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量比で▲1.54%の水準にする。 また、2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の代替フロン等3ガスの排出量を1995年（平成7年）の水準から基準年総排出量比で▲1.6%の水準にする。	5	エネルギー起源二酸化炭素の排出量 [CO2換算トﾝ]	10億7,600万～10億8,900万	○
					非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量 [CO2換算トﾝ]	1億3,200万	○
					代替フロン等3ガスの排出量 [CO2換算トﾝ]	3,100万	○
○	目標1-2 京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、京都議定書目標達成計画に記載されている目標である1,300万炭素トン（3.8%）を確保する。	1	温室効果ガスの吸収量 [CO2換算トﾝ]	4,767万	○		

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設 定の有 無	
		○ 目標 1-3	我が国における京都メカニズム（CDM・JI・国際排出量取引）活用のための基盤整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速させることにより、国内排出削減対策及び吸収源対策に最大限努力してもなお京都議定書の約束達成に不足する差分（基準年総排出量比1.6%）に相当するクレジットを取得する。	1	クレジット取得量 [CO2換算ト]	約1億	○
2	地球環境 の保全	○	オゾン層保護対策、酸性雨・黄砂対策及び地球環境分野における国際協力・研究調査などを通じて、地球規模の環境を保全する。	/			
		○ 目標 2-1	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進することにより、オゾン層の保護・回復を図る。	4	ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）消費量 [ODPト]	0	○
					業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量[ト]	増加傾向を維持	△
					PRTR によるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値 [ODPト]	減少傾向を維持	△
					（参考）南極のオゾンホール の面積 [万km ²]	—	—
		○ 目標 2-2	「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）」及び調査研究の国際的な協調、国内における長期モニタリング計画に基づくモニタリングの実施を行うことにより、東アジア地域での酸性雨等の大気汚染問題に関する協力を推進するとともに、北東アジア地域において国際的に協調した黄砂モニタリングネットワークの確立、共同研究の実施、及び国内モニタリングを進めることで、黄砂の被害緩和に向けた地域協力を推進する。	4	EANETモニタリング（酸性沈着）地点数[地点]	55	○
					EANET分析精度管理目標達成率[%]	100	○
					国内酸性雨モニタリングの年間測定値有効地点率[%]	100	○
					国内ライダー設置地点数（環境省設置地点）[地点]	17(5)	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値の 設定の有 無	
		○ 目標 2-3	海洋環境保全に関する各条約及び国内法の着実な実施を図るとともに、国連環境計画が推進する日本海及び黄海を対象とした「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」に基づく取組等により、国際的な連携の下で油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ゴミ対策を図る。	1	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量[万ト]	250	○
		○ 目標 2-4	環境に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等への主導的な貢献、開発途上地域における環境保全のための支援、国際研究協力の推進などを通じて、地球環境分野において国際協力及び研究調査などを推進する。	1	(間接)南極保護法に基づく南極渡航者の手続き率[%]	100	○
3	大気・水・土壌環境等の保全	○	大気汚染・騒音・振動・悪臭に係る大気環境基準、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する水質環境基準等の目標の達成・維持を図るとともに、地盤環境の保全を図り、また、土壌汚染による環境リスクを適切に管理することにより、生活環境を保全し、国民の安全と安心を確保する。	/			
		○ 目標 3-1	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、大気環境の状況をより的確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。	7	全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]	以下のとおり	○
					二酸化いおう	100	/
					一酸化炭素	100	
					浮遊粒子状物質	100	
					二酸化窒素	100	
					光化学オキシダント	100	
					ベンゼン	100	
					トリクロロエチレン	100	
					テトラクロロエチレン	100	
					ジクロロメタン	100	

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無				
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設 定の有 無
				アクリロニトリル	100	/
				塩化ビニルモノマー	100	
				水銀	100	
				ニッケル化合物	100	
				クロロホルム	100	
				1,2-ジクロロエタン	100	
				1,3-ブタジエン	100	
				全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]	以下のとおり	○
				二酸化窒素 (NO2)	100	/
				浮遊粒子状物質 (SPM)	100	
				光化学オキシダント	100	
				二酸化いおう (SO2)	100	
				一酸化炭素 (CO)	100	
				大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]	以下のとおり	○
				二酸化窒素 (NO2)	100	/
				浮遊粒子状物質 (SPM)	100	
				(間接) 低公害車の普及台数[万台]	1,000	○
				(間接) 燃料電池自動車の普及台数[台]	50,000	○
				(参考) 一般環境大気測定局の数[局数]	—	—
				(参考) 自動車排出ガス測定局の数[局数]	—	—

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設 定の有 無	
○	目標 3-2	騒音に係る環境基準の達成状況を改善させ、騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策や光害対策を講じることにより、良好な生活環境を保全する。	9	騒音に係る環境基準達成率（一般地域）[%]	100	○	
				騒音に係る環境基準達成状況（道路に面する地域）[達成割合(%) / (評価対象:千戸)]	100	○	
				航空機騒音に係る環境基準達成状況（測定地点ベース）[%]	100	○	
				新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況（測定地点ベース）[%]	100	○	
				(参考)騒音に係る苦情件数[件]	—	—	
				(参考)振動に係る苦情件数[件]	—	—	
				(参考)悪臭に係る苦情件数[件]	—	—	
				(参考)都市域における年間の30℃超高温時間数、熱帯夜日数[時間/日]	—	—	
				(参考)スターウォッチングネットワーク参加者数[人]	—	—	
				○	目標 3-3	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進して地盤沈下の防止及び湧水の保全・復活を図る。また、これらの施策と併せ、環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。	22
生活環境項目(BOD/COD)基準達成率[%]	100	○					
各湖沼水質保全計画に定める目標値[mg/ℓ]	以下のとおり	○					

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無				
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設 定の有 無
				霞ヶ浦 西浦 COD 8.2 T-N 0.92 T-P 0.10 北浦 COD 7.6 T-N 0.86 T-P 0.090 常陸利根川 COD 7.4 T-N 0.84 T-P 0.074		
				印旛沼 COD 8.9 T-N 2.7 T-P 0.10		
				手賀沼 COD 8.5 T-N 2.6 T-P 0.15		
				琵琶湖 北湖 COD 2.9 T-N 0.30 T-P 現状維持 南湖 COD 4.2 T-N 0.33 T-P 0.018		
				児島湖 COD 7.5 T-N 1.2 T-P 0.17		
				諏訪湖 COD 4.8 T-N 0.65 T-P 現状維持		
				釜房ダム貯水池 COD 2.5 T-N 0.60 T-P 0.016		
				中海 COD 4.6 T-N 0.50 T-P 0.048		
				宍道湖 COD 4.5 T-N 0.44 T-P 0.043		
				野尻湖 COD 1.5 T-P 0.005		
				八郎潟 調整池・東部 承水路 COD 9.4 T-N 0.93 T-P 0.067 西部承水路 COD 9.5 T-N 1.4 T-P 0.077		

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無				
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設 定の有 無
				瀬戸内海における水質環境基準の達成率（COD、全窒素・全燐の順）[%]	100/100	○
				瀬戸内海（大阪湾を除く）における水質環境基準の達成率（COD、全窒素・全燐の順）[%]	100/100	○
				大阪湾における水質環境基準の達成率（COD、全窒素・全燐の順）[%]	100/100	○
				東京湾における水質環境基準の達成率（COD、全窒素・全燐の順）[%]	100/100	○
				伊勢湾における水質環境基準の達成率（COD、全窒素・全燐の順）[%]	100/100	○
				有明海における水質環境基準の達成率（COD、全窒素・全燐の順）[%]	100/100	○
				八代海における水質環境基準の達成率（COD、全窒素・全燐の順）[%]	100/100	○
				東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における汚濁負荷量（COD、全窒素・全燐の順）[トン/日]	897.0 787.0 53.0	○
				赤潮の発生件数（瀬戸内海・有明海・八代海の順）[件]	—	—
				地下水基準達成率[%]	100	○
				年間2cm以上の地盤沈下面積[km ²]	—	—
				湧水の把握件数[件]	—	—

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設 定の有 無	
				(間接) 排水基準 違反件数[件]	0	○	
				(間接) 環境基準 を超えるダイオキ シン類を含む底質 に関する対策着手 率・完了率[%]	100/100	○	
				(参考) 常時監視 における要監視項 目測定地点数[地 点]	—	—	
				(参考) 公共用水 域水質等常時監視 における測定地点 数[地点(検体数)] (健康項目、生活 環境項目、ダイオ キシン類に係る水 質、ダイオキシン 類に係る底質の 順)	—	—	
				(参考) 瀬戸内海 における埋立免許 面積 (各年の数値は前 年の11月2日～11 月1日までの合計 [㎡])	—	—	
				(参考) 地下水質 常時監視における 測定井戸数(概況 状況、ダイオキシ ン類の順)[本数]	—	—	
				(参考) 全国水生 生物調査参加人数 [人]	—	—	
		○	目標 3-4	土壌汚染による環境リスク を適切に管理し、土壌環境を 保全する。	13		
				農用地土壌汚染対 策地域の指定解除 率[%]	100	○	
				土壌汚染対策法に 基づく、措置の必 要な指定区域にお ける措置等の実施 率[%]	100	○	
				ダイオキシン類土 壌汚染対策地域の 対策完了率[%]	100	○	

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 値等 の設 定の有 無		
				(参考)農用地土 壌汚染対策地域の 指定面積(累 計)[m ²]	—	—		
				(参考)農用地土 壌汚染対策地域の 指定解除面積(累 計)[m ²]	—	—		
				(参考)農用地土 壌汚染対策地域数 (年度末)[地域]	—	—		
				(参考)農用地土 壌汚染対策地域全 解除数(累計)[地 域]	—	—		
				(参考)土壌汚染 対策法に基づく指 定区域として指定 された数(年度 別)[区域]	—	—		
				(参考)汚染の除 去により指定区域 が解除された数 (累計)[区域]	—	—		
				(参考)ダイオキ シン類土壌汚染対 策地域の指定面積 (累計)[m ²]	—	—		
				(参考)ダイオキ シン類土壌汚染対 策地域の対策完了 面積(累計)[m ²]	—	—		
				(参考)ダイオキ シン類土壌汚染対 策地域数(累計) [地域]	—	—		
				(参考)ダイオキ シン類土壌汚染対 策地域対策完了地 域数(累計)[地域]	—	—		
		○	目標 3-5	ダイオキシン類について、 総排出総量を平成22年までに 平成15年比で約15%削減し、 環境基準の達成率を100%にす る。また、農薬について水産 動植物の被害防止に係る新た な登録保留基準を速やかに設 定する。	3	ダイオキシン類排 出総量削減率 (H15年比)[%]	約15	○
						ダイオキシン類に 係る環境基準達成 率[%]	以下のと おり	○
						大気	100	/
						公共用水域水質	100	

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設 定の有 無	
				公共用水域底質 地下水質 土壌 新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農薬数[剤数] (累計)	100 100 100 300	/	
4	廃棄物・リサイクル対策の推進	○	廃棄物の発生の抑制、循環資源の適正な利用の促進、適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会を構築する。				
		○	目標4-1 循環型社会形成推進基本計画等を着実に施行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、ゴミゼロ国際化行動計画等に基づいて国際的な循環型社会構築を図る。	3	資源生産性[万円/ト] (GDP÷天然資源等投入量) 循環利用率[%] (循環利用量÷総物質投入量(天然資源等投入量+循環利用量)) 最終処分量[百万ト] (廃棄物最終処分量)	42 14~15 23	○ ○ ○
		○	目標4-2 各種リサイクル法の円滑な施行等により、循環資源の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進する。	7	容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ト] 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器 紙製容器包装 ペットボトル プラスチック製容器包装 スチール製容器 アルミ製容器 段ボール製容器 飲料用紙製容器	以下のとおり 356(計画値) 307(計画値) 184(計画値) 171(計画値) 340(計画値) 1,004(計画値) 307(計画値) 152(計画値) 781(計画値) 28(計画値)	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無				
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 値等 の設 定の有 無
				家電リサイクル法 における特定家庭 用機器の再商品化 率[%]	以下のと おり	○
				家庭用エアコン	60	/
				テレビ	55	
				冷蔵庫・冷凍庫	50	
				洗濯機	50	
				食品リサイクル法 における食品関連 事業者による食品 循環資源の再生利 用等の実施率[%]	以下のと おり	○
				食品産業全体	—	/
				食品製造業	85	
				食品卸売業	70	
				食品小売業	45	
				外食産業	40	
				建設リサイクル法 における特定建設 資材の再資源化等 の実施率[%]	以下のと おり	○
				コンクリート塊	95	/
				アスファルト・ コンクリート塊	95	
				建設発生木材	95	
				資源有効利用促進 法におけるパソコン 及び小形二次電池 の自主回収・再 資源化率[%]	以下のと おり	○
				デスクトップパ ソコン	50	/
				ノートブックパ ソコン	20	
				ブラウン管式表 示装置	55	
				液晶式表示装置	55	
				ニカド電池	60	
				ニッケル水素電 池	55	
				リチウムイオン 電池	30	
				小型制御弁式鉛 蓄電池	50	

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無				
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設 定の有 無
				自動車リサイクル法における自動車破砕残さ及びガス発生器（エアバック類）の再資源化率[%]	以下のとおり	○
				自動車破砕残さ	30	/
				ガス発生器（エアバック類）	85	
				（間接）容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数（全市町村数に対する割合）[市町村数（%）]	以下のとおり	○
				無色のガラス製容器	1,784 (97.9%) (計画値)	/
				茶色のガラス製容器	1,786 (98.0%) (計画値)	
				その他の色のガラス製容器	1,794 (98.2%) (計画値)	
				紙製容器包装	974 (53.3%) (計画値)	
				ペットボトル	1,806 (98.9%) (計画値)	
				プラスチック製容器包装	1,517 (83.0%) (計画値)	
				スチール製容器	1,821 (99.7%) (計画値)	

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設 定の有 無	
				アルミ製容器	1,822 (99.7%) (計画 値)	/	
				段ボール製容器	1,759 (96.3%) (計画 値)		
				飲料用紙製容器	1,591 (87.1%) (計画 値)		
		○ 目標 4-3	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。	6	一般廃棄物の排出量[百万トン]（国民1人当たり[g/日]	50	○
					一般廃棄物のリサイクル率[%]	25	○
					一般廃棄物の最終処分量[百万トン]	6.4	○
					一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量[g-TEQ/年]	51	○
					（参考）ごみ発電の総発電能力[MW]	2,500	○
					（参考）ごみ発電の総発電量[GWh]	11,800	○
		○ 目標 4-4	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。	5	産業廃棄物の排出量[百万トン]	458	○
					産業廃棄物のリサイクル（再生利用）率[%]	47	○
					産業廃棄物の最終処分量[百万トン]	30	○
					産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量[g-TEQ/年]	50	○
					高圧トランス等（PCB廃棄物）の保管量[万台]	0	○
		○ 目標 4-5	廃棄物の不法投棄等による不適正処理の防止、特別管理廃棄物の適正な処理の確保並びに廃棄物及び特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を図る。	7	産業廃棄物の不法投棄件数[件]	H11年度 に対し概 ね半減	○
					産業廃棄物の不法投棄量[万トン]	H11年度 に対し概 ね半減	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 値等 の設 定の有 無		
					5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数[件]	0	○	
					(参考) バーゼル法輸出承認件数[件]	—	—	
					(参考) バーゼル法輸入承認件数[件]	—	—	
					(参考) 廃棄物処理法輸出確認件数[件]	—	—	
					(参考) 廃棄物処理法輸入許可件数[件]	—	—	
		○	目標4-6	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。	3	浄化槽処理人口普及率[%]	12.0	○
				(間接) 合併処理浄化槽設置基数[基]	—	—		
				(参考) 11条検査受検率(単独処理浄化槽を含む)[%]	—	—		
5	生物多様性の保全と自然との共生の推進	○	生態系のもたらす恵みを将来にわたって継承するため、国土全体から地域までの様々なレベルにおいて、それぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」を実現する。	/				
		○	目標5-1	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。	1	(間接) モニタリングサイト設置数[箇所]	1,000	○
		○	目標5-2	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業と、自然再生に係る地域活動を推進するための支援を実施することで、自然環境の保全・再生を図る。	3	(間接) 国立公園計画の点検実施済地域数[地域]	57	○
						(間接) 自然再生推進法に基づく協議会数[協議会]	増加傾向を維持	△
						(間接) 環境省の自然再生事業実施地区数[地区]	増加傾向を維持	△

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 値等 の設 定の 有無	
		○ 目標 5-3	希少野生動植物の生息状況等の調査による現状把握と保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。	6	(参考) 脊椎動物分類群における評価対象種（レッドリスト作成に係る種。以下同じ。）に対する絶滅のおそれのある種数の割合[種数/種数]	—	—
					(参考) 昆虫分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合[種数/種数]	—	—
					(参考) 維管束植物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合[種数/種数]	—	—
					(参考) 保護増殖事業計画数[計画]	—	—
					(参考) 国指定鳥獣保護区指定箇所数[箇所]	88	○
					(参考) 特定外来生物指定種類数	—	—
		○ 目標 5-4	自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進することにより動物の愛護と適正な管理についての国民の意識の向上を図る。	1	(間接) 都道府県等による犬ねこの引取り数[頭]	減少傾向の維持	△
		○ 目標 5-5	自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成・確保や自然とふれあうための機会や情報の提供、温泉の適正な利用等を通じて、自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応え、自然への理解や大切にする気持ちを育成する。	6	エコツアー総覧の年間アクセス件数[件]	21年度末時点で17年度比50%増	○
					(参考) 自然公園等利用者数[千人]	—	—
(参考) パークボランティア登録人数/地区数[人/地区]	—				—		

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 値等 の設 定の有 無	
				(参考)子どもパークレンジャー参加者数[人]	—	—	
				(参考)インターネット自然研究所のアクセス数（1月のアクセス数）[件]	—	—	
				(参考)国民保養温泉地年度延宿泊利用人数[人]	—	—	
6	化学物質対策の推進	○	化学物質による環境リスクを評価するとともに、リスクコミュニケーションを通じて社会的な合意形成を図りながら、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。				
		○	目標6-1 化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価。	2	化学物質環境実態調査を行った物質数・媒体数[物質]	344	○
					環境リスク等初期評価実施物質数[物質]	36	○
		○	目標6-2 化審法に基づき、新規化学物質の審査及び既存化学物質等の安全性点検を計画的に進めるとともに、化管法に基づき、PRTR データを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。	7	既存化学物質及び既審査新規化学物質について、生態毒性試験を実施する数(累計)[物質]	130	○
					PRTR 対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量[ト]	—	—
					(間接)Japan チャレンジプログラムによりスポンサー登録が行われる物質数(累計)[物質]	約160	○
					(間接)個別事業所におけるPRTRデータの開示件数[件]	—	—
					(間接)ダイオキシン類についての1人当たり一日摂取量[Pg-TEQ/kg/日]	4	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
			達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 値等の設 定の有 無	
					(参考)PRTR データ市民ガイドブックの作成及び普及[回]	毎年度1回	○	
					(参考)PRTR データの集計等及び公表[回]	毎年度1回	○	
		○	目標6-3	リスクコミュニケーションに資する情報の整備、対話の推進及び場の提供を図ることを通じて、化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進し、市民、産業、行政等のすべての利害関係者における化学物質の環境リスクに係る正確で分かりやすい情報の共有と信頼関係の構築に努める。	2	(間接)化学物質ファクトシートの作成(物質)等(累計)[物質]	354	○
					(間接)化学物質と環境円卓会議開催回数[回]	定期的開催	△	
		—	目標6-4	化学物質関係の各条約(POPs 条約、PIC 条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP 等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。	—	—	—	—
			目標6-5	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。	—	—	—	—
7	環境保健対策の推進	—	公害による健康被害について、予防のための措置を講じ、被害の発生を未然に防止するとともに、被害者に対しては、汚染者負担の原則を踏まえつつ、迅速な救済・補償を図る。	/				
		—	目標7-1					公害に係る健康被害について、公健法に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視及び局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究等を行うことで、迅速かつ公正な救済及び未然防止を図る。

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 値等の設 定の有 無	
		<ul style="list-style-type: none"> － 目標 7-2 水俣病については、水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化を図る。また、水俣病経験の情報発信と国際貢献及び水俣病に関する総合的研究を進める。 － 目標 7-3 石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。 － 目標 7-4 近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されており、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない環境因子について、調査研究を推進する。 ①花粉症と一般環境との関係 ②化学物質の複合影響 ③環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査（一般環境中での電磁界ばく露、熱中症等） 	－	－	－	－	
8	環境・経済・社会の統合的向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり、環境保全の人づくり・地域づくりの推進を通じて、環境的側面、経済的側面、社会的側面が統合的に向上する持続可能な日本社会を生み出す。 	/				
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 目標 8-1 市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、「環境と経済の好循環」を実現することにより、「健やかで美しく豊かな環境先進国」を目指す。 	7	<ul style="list-style-type: none"> 環境ビジネスの市場規模[兆円] 環境ビジネスの雇用規模[万人] 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率[%] 地方公共団体 上場企業 非上場企業 (間接) ISO14001、エコアクション21等の登録事業者数[事業者] 	<ul style="list-style-type: none"> 約50 約140 以下のとおり 100 約50 約30 増加傾向を維持 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ / / / △ 	

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設 定の有 無	
					(間接)エコ/SRI ファンドの設定 数、純資産残高 [億円]及びその割 合[%]	増加傾向 を維持	△
					(間接)環境報告書 公表企業（上場/ 非上場）[%]	約50/約 30	○
					(間接)環境会計実 施企業（上場/非 上場）[%]	約50/約 30	○
		○ 目標 8-2	情報提供の充実等により、 地域に対する取組支援と地域 間の連帯を進め、環境に配慮 した地域づくりの全国的展開 を図る。また、公害防止計画 を推進することにより、公害 の早急な解決と未然防止に努 め、地域住民の健康を保護 し、生活環境を保全する。	3	(間接)地域環境総 合計画策定団体率 [%]	増加傾向 を維持	△
					(間接)環境と経済 の好循環のまちモ デル事業実施に伴 うCO2排出削減量 [CO2換算ト]	48,000	○
					(間接)公害防止計 画策定地域を構成 する市区町村数 （地域数）	減少傾向 の維持	△
		○ 目標 8-3	国民、事業者、民間団体、 地方公共団体、国などの各主 体が、環境保全に関してそれ ぞれの立場に応じた公平な役 割分担の下、相互に連携した 自主的・積極的取組が行える よう、各主体間のネットワー クを構築し、環境保全のため の情報の集積・交換・提供等 を行い、環境パートナーシ ップの形成を促進する。	3	(間接)地球環境 パートナーシッ プラザのホーム ページアクセス件 数[万件]	増加傾向 を維持	△
					(間接)環境らしん ばん登録団体数 [団体]	2,000	○
					(参考)地球環境 パートナーシッ プラザのメールマ ガジン配信人数 [人]	増加傾向 を維持	△
		○ 目標 8-4	NPO や事業者等、様々な主 体と連携しつつ、様々な場 において、すべての主体に対 して、学校・家庭・地域コミュ ニティが連携した質の高い効 果的な環境教育・環境学習を 行うことで、自発的、主体的 に取り組む意識を醸成する。	2	(間接)環境カウ ンセラーの登録者数 （累計）[人]	5,500	○
(間接)こどもエコ クラブがある市町 村の割合[%]	市町村の 50%				○		
9	環境政策 の基盤整 備	○	各種の技術開発や研究の推進、 環境とそれに関連する様々な情 報の整備、意思決定の各段階へ の環境配慮の統合といった、持 続可能な社会づくりを支える基 盤の整備を推進する。	/			

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無																																
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値等 の設 定の有 無																												
		○ 目標 9-1	各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。	2	<p>（参考）第三次環境基本計画の総合的環境指針（一部）</p> <table border="1"> <tr> <td>地球温暖化分野：温室効果ガスの年間総排出量（百万t-CO2）</td> <td>以下のとおり 1,231</td> </tr> <tr> <td>物質循環分野</td> <td>以下のとおり</td> </tr> <tr> <td>資源生産性（万円/トン）</td> <td>約39</td> </tr> <tr> <td>循環利用率（%）</td> <td>約14</td> </tr> <tr> <td>最終処分量（百万トン）</td> <td>約28</td> </tr> <tr> <td>大気循環分野</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大気汚染に係る環境基準達成率（%）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>都市域における年間の30℃超高温時間数・熱帯夜日数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水環境分野</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公共用水域の環境基準達成率（%）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>地下水の環境基準達成率（%）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>化学物質分野：PRTR対象物質のうち環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量（t/年）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>生物多様性分野：脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合（%）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>（参考）環境白書ホームページアクセス件数</td> <td>—</td> </tr> </table>	地球温暖化分野：温室効果ガスの年間総排出量（百万t-CO2）	以下のとおり 1,231	物質循環分野	以下のとおり	資源生産性（万円/トン）	約39	循環利用率（%）	約14	最終処分量（百万トン）	約28	大気循環分野		大気汚染に係る環境基準達成率（%）	—	都市域における年間の30℃超高温時間数・熱帯夜日数	—	水環境分野		公共用水域の環境基準達成率（%）	—	地下水の環境基準達成率（%）	—	化学物質分野：PRTR対象物質のうち環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量（t/年）	—	生物多様性分野：脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合（%）	—	（参考）環境白書ホームページアクセス件数	—	○
		地球温暖化分野：温室効果ガスの年間総排出量（百万t-CO2）	以下のとおり 1,231																															
物質循環分野	以下のとおり																																	
資源生産性（万円/トン）	約39																																	
循環利用率（%）	約14																																	
最終処分量（百万トン）	約28																																	
大気循環分野																																		
大気汚染に係る環境基準達成率（%）	—																																	
都市域における年間の30℃超高温時間数・熱帯夜日数	—																																	
水環境分野																																		
公共用水域の環境基準達成率（%）	—																																	
地下水の環境基準達成率（%）	—																																	
化学物質分野：PRTR対象物質のうち環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量（t/年）	—																																	
生物多様性分野：脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合（%）	—																																	
（参考）環境白書ホームページアクセス件数	—																																	
—	目標 9-2	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。	2	（参考）環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数（当初から法によるもの）[件]	—	—																												

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の 目標値 等の設 定の有 無	
					(参考) 地方公共 団体における上位 計画等に係る環境 影響評価に関する 制度数[制度]	—	—
		○ 目標 9-3	環境の状況の把握、問題の 発見、環境負荷の把握・予 測、環境変化の機構や環境影 響の解明・予測、対策技術の 開発など各種の研究開発を実 施するとともに、研究開発の ための基盤の整備、成果の普 及により環境分野の研究・技 術開発を推進し、環境問題の 解決や持続可能な社会の構築 の基礎とする。	1	ナノテクノロジー を活用した環境技 術開発[開発数/着 手]	(技術の 実用化 数) H19年度 末 3 H20年度 末 5 H21年度 末 6	○
		○ 目標 9-4	環境保全施策を科学的、総 合的に推進するため、環境問 題に係る情報を体系的に整備 し利用を図るとともに、様々 なニーズに対応した情報を整 備し、各主体への正確かつ適 切な提供に努める。 また、地球環境問題から身 近な環境問題までの現状と取 組について、各種媒体を通じ た広報活動を行う。	4	環境情報に関する 国民の満足度[%]	90	○
					(参考) 環境省 ホームページア クセス件数[百万ア クセス]	190	○
					(参考) 環境省 ホームページフ ァイル数[万ファ イル]	25	○
					(参考) 環境省 ホームページの 外国語版ページ アクセス件数[百万 アクセス]	3.5	○
合計	9政策	○=8 --=1		直接74 間接30 参考51		○=94 △=12 --=55	

- (注) 1 環境省の「平成20年度環境省政策評価書（事後評価）」を基に当省が作成した。
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項」を参照
3 環境省では、指標をその性格により、「直接指標」、「間接指標」、「参考指標」に
区分している。

直接指標は、目標の達成やその進捗状況が、当該指標により直接的に判断できるもの
又は影響を及ぼすものであり、評価に当たっては、指標の動向を把握し、その結果に基
づき目標の達成状況にどのような影響を与えているかについて記載することとされてい
る。

間接指標は、目標の達成やその進捗状況が、当該指標により間接的に判断できるもの
又は影響を及ぼすものであり、評価に当たっては、指標の動向を把握することとするが、
その結果に基づき目標の達成状況への影響等については必要に応じ記載することとされ
ている。

参考指標は、目標の達成やその進捗状況を示す指標とは言い難いが参考になると考え
られるものであり、指標の動向や目標の達成状況への影響等については、特に必要な場
合に記載することとされている。

政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	環境省の「平成 20 年度環境省政策評価書（事後評価）」において評価対象政策ごとに付されている番号を記入した。
「政策」欄	評価書の「施策名」欄に記載されている評価対象政策の名称を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	<p>目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。</p> <p>目標に関し達成すべき水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは、「△」を記入した。</p> <p>上記のいずれにも該当しないものは、「－」を記入した。</p> <p>なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」、少なくとも一つの指標について、達成しようとする水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは「△」を記入した。</p>
「達成すべき目標（「達成目標」）」欄	評価書の「施策の方針」欄に記載されている達成目標及び「当該施策を構成する目標・指標及び評価」欄に記載されている各目標を記入した。
「測定指標」及び「指標数」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。

3 事業評価方式による政策評価（事後）についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（政策効果の把握について）

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（同法第3条第1項）。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針Ⅰ－5－ア）。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとした効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが具体的に把握されているか。また、把握された効果が得ようとした効果の全体を表すものとなっているか。

（2）審査の結果

「平成20年度環境省政策評価書（事後評価）」における事業評価方式による1件の政策評価（事後）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

（全体注） 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）

整理番号	政策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																					
1	個体識別措置 推進事業	○ 逸走動物の早期発見、遺棄された動物の飼い主責任の明確化に資するため、家庭動物等の飼養において、マイクロチップをはじめとする個体識別措置の普及率向上を図る。 <指標> ①飼養動物に対するマイクロチップ措置登録頭数 H22年度までに、マイクロチップの登録数を180万頭（約7.5%：シンガポール並み）に向上させる。 ②地方自治体におけるマイクロチップ等の個体識別措置を利用した飼い主発見体制の整備 H20年度までに、すべての都道府県、政令市、中核市（現在99自治体）において、個体識別措置を利用した飼い主発見体制を整備する。	○ <table border="1" data-bbox="954 367 1481 517"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>単位</th> <th></th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①飼養動物に対するマイクロチップ措置登録頭数</td> <td rowspan="2">頭数</td> <td>目標値</td> <td>430,000</td> <td>770,000</td> </tr> <tr> <td>現況値</td> <td>131,000</td> <td>217,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②地方自治体におけるマイクロチップ等の個体識別措置を利用した飼い主発見体制の整備</td> <td rowspan="2">自治体数</td> <td>目標値</td> <td>47</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>現況値</td> <td>36</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	単位		H19年度	H20年度	①飼養動物に対するマイクロチップ措置登録頭数	頭数	目標値	430,000	770,000	現況値	131,000	217,400	②地方自治体におけるマイクロチップ等の個体識別措置を利用した飼い主発見体制の整備	自治体数	目標値	47	99	現況値	36	60
指標名	単位		H19年度	H20年度																				
①飼養動物に対するマイクロチップ措置登録頭数	頭数	目標値	430,000	770,000																				
		現況値	131,000	217,400																				
②地方自治体におけるマイクロチップ等の個体識別措置を利用した飼い主発見体制の整備	自治体数	目標値	47	99																				
		現況値	36	60																				
合計		○=1	○=1																					

- (注) 1 環境省の「平成20年度環境省政策評価書（事後評価）」を基に当省が作成した。
 2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書に掲載された政策について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「得ようとした効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとした政策効果を記入した。</p> <p>得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとした効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「把握された効果の明確性」欄	<p>実際に得られた効果を記入した。</p> <p>把握された効果の明確性について、上記の「得ようとした効果の明確性」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。</p>